# <sup>第80期</sup> 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月21日 (金曜日) 午後3時30分 (受付開始 午後2時30分)

場所

石川県金沢市十間町25番地 当社 本店分室2Fカンファレンスルーム

# 今村証券株式会社

証券コード:7175

# ■目次

_	
第80期定時	株主総会招集ご通知 ・・・・・・ 1
計算書類 …	報告 ······ 2 ······ 17 ····· 28
株主総会参考	<b>浩</b>
第1号議案	剰余金の処分の件 ・・・・・・30
第2号議案	監査役1名選任の件・・・・・・31
第3号議案	補欠監査役1名選任の件・・・32
第4号議案	退任監査役に対し退職慰労金
	贈呈の件 ・・・・・・33
第5号議案	役員賞与支給の件 ・・・・・・・33

株主各位

石川県金沢市十間町25番地 今村証券株式会社 代表取締役社長 今村 直 喜

証券コード7175 2019年5月30日

# 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月20日(木曜日)午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2019年6月21日(金曜日)午後3時30分

当社 本店分室2Fカンファレンスルーム

3. 目 的 事 項

**報告事項** 第80期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

# 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第5号議案 役員賞与支給の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 受付開始時刻は、午後2時30分を予定しております。
- ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.imamura.co.jp) に修正後の事項を掲載させていただきます。

# 添付書類

# 第80期 (自 2018年4月1日) 事業報告

# 1 会社の現況に関する事項

# (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調が継続したものの、米国と中国との貿易摩擦問題、英国のEU離脱問題や地政学的リスクの高まり等により、先行き不透明な状況が続きました。

国内の株式市場においては、景気の回復や底堅い業績見通し等が相場の下支え材料となり、4月の日経平均株価は月間で3か月ぶりに上昇し、5月21日には23,050円の高値を付けました。5月の高値以降は9月中旬に至るまで終値で23,000円を突破することはできませんでしたが、9月中旬から上昇に転じ一気に24,000円台を回復し、10月2日には24,448円と約27年ぶりの高値を付けました。しかし、その後米長期金利の上昇による米国株の急落等を受けて日経平均株価は急落へと転じました。11月は急落の反動で反発したものの小幅に留まり、その後、米中貿易摩擦による世界経済減速懸念等を背景にした投資家のリスク回避姿勢の強まりから再び株価は急落し、12月26日には18,948円と2017年4月以来の安値を付けました。2019年に入り株価は上昇に転じ、3月4日に高値21,860円をつけたものの22,000円を目前にして伸び悩みました。米国で景気後退の前兆とされる長短金利の逆転が発生し景気悪化が懸念され、結局当事業年度の日経平均株価は、21,205円で引けました。

このような状況の中、当社は地域密着型の対面営業を行う証券会社として、株式営業や仕組債販売、投資信託販売、外債販売の4本柱を中心に営業を展開しました。株式売買の推進に関しては、引き続き「情報シャトル特急便」、「Imamura Report」等当社作成の情報誌に加え、専門調査機関の作成するレポートによる情報提供を行うと共に、客先で株式注文や投資信託の買付けを受注しタブレット(多機能携帯端末)を使用してその場で発注する自社開発システムの活用を定着させる等、業界最新の試みを続けました。さらに、若年顧客層の拡大と証券投資普及のためにNISA(少額投資非課税制度)の利用を促し、ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の口座開設やつみたてNISAの普及等に努めております。また、石川県に本社を置く株式会社システムサポートや大同工業株式会社の公募増資に際し、引受け幹事団に加わる等顧客層の拡大に努めました。債券にお

いては、他社株転換条項付円建社債や日経平均株価連動円建社債の販売に力を入れるとともに、福井県債や北陸電力債等も販売しました。投資信託においてはロボット戦略 II 世界成長ファンドやサイバーセキュリティ株式オープンをはじめ多種類の投資信託を販売しました。

なお、当社は経営戦略の一つとして「新規顧客の獲得」を掲げており、単年度の目安として3,000口座以上を目指しております。前事業年度はその目標をわずかに下回りましたが、当事業年度の開設口座数は3.475口座となり目標を15.8%上回りました。

その結果、当事業年度の営業収益は29億11百万円(前年同期比25.1%減)、純営業収益は28億90百万円(同25.1%減)、経常利益は3億50百万円(同66.6%減)、当期純利益は2億5百万円(同68.8%減)となりました。

当事業年度における主な収益及び費用の状況は次のとおりであります。

① 受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は28億32百万円(前年同期比25.5%減)となりました。その内訳は次のとおりであります。

i 委託手数料

株券に係る委託手数料は11億73百万円(同33.6%減)となりました。受益証券を含めた委託手数料の合計は11億93百万円(同33.3%減)となりました。

- ii 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は13億64百万円(同8.4 %減)となりました。
- iii 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は70百万円(同58.9% 減)となりました。
- iv その他の受入手数料 その他の受入手数料は2億3百万円(同42.0%減)となりました。

商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

区分			期別	第79期 <b>(</b> 自 2017年4月 至 2018年3月	1日 <b>)</b> 31日 <b>)</b>	第80期 (自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)			
株			券	千円 1,776,338	構成比% ( 46.7)	千円 1,180,231	構成比% ( 41.7)		
債			券	1,487,737	( 39.2)	1,363,730	( 48.1)		
受	益	証	券	349,130	( 9.2)	215,673	( 7.6)		
そ	σ.	)	他	187,580	( 4.9)	73,244	( 2.6)		
合			計	3,800,786	(100.0)	2,832,880	(100.0)		

- ② トレーディング損益 トレーディング損益は26百万円(前年同期比17.4%減)となりました。
- ③ 金融収支 金融収益が52百万円(前年同期比4.9%減)、金融費用が20百万円(同23.5%減) となった結果、差し引き金融収支は31百万円(同13.1%増)となりました。
- ④ 販売費・一般管理費 販売費・一般管理費は25億52百万円(前年同期比9.7%減)となりました。
- ⑤ 営業外損益 営業外収益は、受取配当金等18百万円(前年同期比9.3%増)、営業外費用は、為替 差損等6百万円となりました。
- ⑥ 特別損益 特別利益は、金融商品取引責任準備金戻入0百万円(前年同期比95.5%減)、特別損 失は、固定資産除売却損等4百万円(同30.0%減)となりました。

# (2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は1億99百万円で、主たる設備投資は、IP電話システム及び通話録音システムの更新並びに3店舗における空調設備更新であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は全額自己資金により賄いました。

# (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

# (4) 財産及び損益の状況

区分		第77期	第78期	第79期	第80期 (当事業年度)
営業収益	(千円)	2,785,259	2,897,372	3,887,276	2,911,184
(うち受入手数料)		(2,712,699)	(2,798,922)	(3,800,786)	(2,832,880)
経常利益	(千円)	352,589	453,753	1,049,339	350,337
当期純利益	(千円)	235,201	272,639	660,649	205,894
1 株当たり当期純利益	(円)	88.42	102.50	248.37	77.41
総資産	(千円)	12,366,357	15,163,328	16,123,393	14,856,176
純資産	(千円)	7,238,124	7,522,662	8,217,799	8,339,950

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第80期の 期首から適用しており、第79期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準を遡って適用した 後の数値となっております。

# (5) 対処すべき課題

#### ① 会社の経営の基本方針

当社は「百術不及一誠」を基本理念としております。これは"百術は一誠に及ばず"と読み、どんなに小細工を弄しても真心にはかなわない、という意味です。すべてのお客様に誠心誠意で接することが大切だということを教えている言葉で、当社の心構えとして全社員の心にあります。

経営姿勢としては「独立独歩」「進取の気性」「百尺竿頭進一歩」が挙げられます。特色ある路線を歩み、そして常に未来を見据えて未来を先取りし続けたい、そのためには百尺もある高い竿の先まで登り、必要とあらばなおそこから思い切って一歩を踏み出す勇気を持ちたい、そういう経営があってこそ初めて、日本の資本市場を引っ張り、国民経済に寄与することができるという強い理念です。

## ② 目標とする経営指標

当社は、収益構造の多様化と新しい収益分野への積極的な取組みにより、安定的・持続的成長を目指しております。

当社は株式市場の相場状況に左右されない体質作りを目指しており、その指標としているのが経費カバー率です。経費カバー率は、以下の算式により算出しており、安定的に80%超とすることを目指しております。

#### ③ 中長期的な会社の経営戦略

インターネット専業証券会社の台頭と、これら専業証券会社の手数料引き下げを中心とした戦略への対抗策を常に考え、実行していくことで、当社の営業基盤は強化されると考えております。そのためには「情報提供の充実をはかること」、「多様な商品を持つこと」及び「新規顧客の獲得」の3点に注力していく方針です。

中長期的には、「情報提供の充実をはかること」については、当社作成の「Imamura Report」や専門調査機関等より提供を受けている情報を活用して提案力を磨くとともに、研修等により信頼される営業員を育成します。また、調査部門の充実に努めます。「多様な商品を持つこと」については、受入手数料に占める株式委託手数料以外の受入手数料等の比率を高めることにより、前述した経費カバー率が安定的に80%超となるよう努めます。そのためには成長が期待される新たな仕組みの金融商品の販売にも積極的に取り組むとともに、有価証券の引受業務の増加をはかります。「新規顧客の獲得」については、5年間で1万5千人の新規顧客の獲得を目指しております。

また、コンプライアンス部門の強化に積極的に取り組むことは当然です。

#### ④ 対処すべき課題

当社では、多様化する投資家のニーズを捉え一層の企業価値の向上を図るため、以下の項目を対処すべき課題と認識しております。

#### i 情報提供の充実

当社の主たる顧客は北陸3県に所在しており、大手調査機関等の作成するレポート等では顧客のニーズに必ずしも添えない状況であるため、顧客向け情報誌「情報シャトル特急便」、北陸経済動向や北陸企業ニュース等で構成する「Imamura Report」を発行しております。これらに加え専門調査機関の作成するレポート等により、顧客への投資情報提供の充実に努めます。

### ii 新規顧客の獲得

当社の顧客基盤の拡大には、既存顧客との取引増加と新規顧客の獲得が必要だと認識しております。特に新規顧客の獲得にあたっては、顧客のニーズを十分に把握するためにも多種多様なサービスを提供することが必要と考えており、営業員一人ひとりに多機能携帯端末及びスマートフォンを携帯させ、営業用資料の共有及び投資情報の迅速な提供をはかるほか、自社開発のシステムを活用して効率的できめ細やかな営業活動を行います。

## iii 安定した収益の確保

収益に占める株式売買による委託手数料の割合が高く、株式市況の影響を受けやす

い状況にあります。顧客の多様なニーズに応えるため他社株転換条項付円建社債及び 外貨建債券等の販売や募集取扱い受益証券の拡充だけでなく、金地金の販売等にも取り組んでおります。これらの商品に注力していくことで安定した収益の確保に努める 所存です。

iv コンプライアンスの一層の強化

当社では、顧客からの信頼を獲得し維持していくことが、事業拡大に欠かせない重要な事項と考えており、これまで法令遵守の徹底のため内部管理組織を整備し、顧客からの信頼向上に努めてまいりました。また、顧客からの信頼をより高めていくためにも、引き続き当社役職員への教育・研修等によりコンプライアンスの更なる充実に努めてまいります。

# (6) 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

当社は、金融商品取引業者として内閣総理大臣の登録を受け、第一種金融商品取引業を営んでおります。具体的な業務は次のとおりであります。

- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引(以下「有価証券の売買等」という。)
- ② 有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 取引所金融商品市場(外国金融商品市場を含む。)における有価証券の売買等の委託の 媒介、取次ぎ又は代理
- ④ 有価証券の引受け
- ⑤ 有価証券の募集又は私募
- ⑥ 有価証券の売出し
- ⑦ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ⑧ 金融商品取引業に付随する業務 上記のほか、金融商品取引法第35条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣に届け出て
  - i 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
  - ii 保険業法に規定する保険募集

以下の業務を行っております。

iii 商品先物取引法に基づく商品取引所の市場における上場商品、上場商品指数並びに オプション取引及びその受託業務

# (7) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

	店舗	浦名		所在地
本			店	石川県金沢市十間町25番地
弥	生	支	店	石川県金沢市弥生二丁目4番12号
小	松	支	店	石川県小松市有明町22番地
加	賀	支	店	石川県加賀市熊坂町イ133番地の9
七	尾	支	店	石川県七尾市神明町口2番地10
福	井	支	店	福井県福井市新田塚一丁目80番36号
板	垣	支	店	福井県福井市板垣五丁目1010番地
富	Ш	支	店	富山県富山市本町6番20号
高	岡	支	店	富山県高岡市本丸町13番7号
砺	波	支	店	富山県砺波市本町6番28号

# (8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数	
191名	6名増	37.1歳	15.2年	

# (9) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)	
日本証券金融株式会社	1,625,035	

# (10) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

# 2 株式に関する事項(2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 5,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,660,000株

(3) 当事業年度末の株主数 1,275名

# (4) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
今村 直喜	679,400	25.54
今村コンピューターサービス株式会社	250,020	9.39
今村証券社員持株会	229,820	8.64
今村不動産株式会社	227,640	8.55
今村 九治	211,470	7.95
今村 和子	101,520	3.81
久保寺 茂男	88,600	3.33
今村 千加子	67,200	2.52
今村 之希有	61,000	2.29
米田 信昭	44,130	1.65

<sup>(</sup>注) 1. 当社は、自己株式を82株所有しております。

<sup>2.</sup> 持株比率は発行済株式の総数から自己株式 (82株) を控除して算出しております。

# 3 会社役員に関する事項

# (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

	地位			氏	名		担当及び重要な兼職の状況
取 締 (代 表	役 取 締		今	村	九	治	
取 締 (代 表	役 社 和 締		今	村	直	喜	
常務	取締	役	吉	$\blacksquare$	栄	_	管理本部長
常務	取締	行役	寺	下	清	隆	営業本部長
取	締	役	松	本	幹	生	検査部長
取	締	役	宮	$\blacksquare$	秀	夫	富山支店長
取	締	役	Ш	内	幸	_	営業本部副本部長
取	締	役	福	島	理	夫	福島印刷株式会社 代表取締役会長 倉庫精練株式会社 社外監査役
常勤	監査	役	藤	井	由	治	
監	査	役	中	島	史	雄	弁護士(中島史雄法律事務所所長) 石川県公立大学法人監事
監	査	役	中	村	善	宏	

- (注) 1. 取締役山内幸一氏は、2018年6月22日開催の第79期定時株主総会において新たに選任され、就任 いたしました。
  - 2. 取締役福島理夫氏は社外取締役であります。
  - 3. 監査役中島史雄、中村善宏の両氏は社外監査役であります。
  - 4. 監査役中島史雄氏は会社法学者及び弁護士であることから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 5. 当社は、取締役福島理夫氏、監査役中島史雄氏及び監査役中村善宏氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 6. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当に異動がありました。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
今 村 九 治	代表取締役会長	代表取締役社長	2019年1月10日
今 村 直 喜	代表取締役社長	取締役営業事務部長	2019年1月10日

# (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

# (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	8人	147,180千円
(うち社外取締役)	( 1人)	( 3,106千円)
監査役	3人	18,395千円
(うち社外監査役)	( 2人)	( 6,364千円)
計	11人	165,576千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額47,074千円は含まれておりません。
  - 2. 報酬等の額には、第80期定時株主総会において決議予定の役員賞与33,410千円(取締役29,840千円、監査役3,570千円)が含まれております。
  - 3. 報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期増加額28,397千円(取締役27,299千円、監査役1.097千円)が含まれております。
  - 4. 取締役の報酬限度額は、1986年11月25日開催の第47期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
  - 5. 監査役の報酬限度額は、1986年11月25日開催の第47期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

# (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役福島理夫氏は、福島印刷株式会社の代表取締役会長及び倉庫精練株式会社の社外 監査役を兼務しております。当社と福島印刷株式会社との間には取引関係がありますが、 その取引額は当社の販売費・一般管理費の1%未満であります。当社と倉庫精練株式会社 との間には特別の関係はありません。

監査役中島史雄氏は、中島史雄法律事務所所長及び石川県公立大学法人の監事を兼務しております。当社と同法律事務所及び同法人との間には特別の関係はありません。

#### ② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	福島理夫	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、企業経営に関する豊富 な経験や見識に基づき、当社の経営上有用な発言を行っております。
監査役	中島史雄	当事業年度開催の取締役会20回、監査役会17回の全てに出席し、必要に応じ、会社法学者及び弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築・維持について発言を行っております。
監査役	中村善宏	当事業年度開催の取締役会20回、監査役会17回の全てに出席し、必要に応じ、主に大手建設会社で培った経験・知識を生かし、当社の経営体制の充実について発言を行っております。

# 4 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

# (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会 計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

# (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客 資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

# (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査品質、監査管理及び独立性等総合的な観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、又は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提出いたします。

# 5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

## (体制)

業務の適正を確保するための体制として、取締役会において次のとおり内部統制システムの 基本方針を決議しております。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役及び監査役並びに取締役会及び監査役会の役割を法令に基づき明確に定め、役職員に周知徹底を図ることによって、相互牽制機能が十分に働く体制とする。
  - ② 法令及び定款を遵守するとともに企業倫理の実践を図るため、「法令等遵守に対する基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」「倫理コード」等を定め、役職員に周知徹底を図る。
  - ③ 社内規程等をイントラネットに掲載し常に企業倫理の周知徹底を図るとともに、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施しコンプライアンスの強化を図る。
  - ④ コンプライアンスに関する相談及び不正行為の通報のため、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底する。
  - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との取引は一切行わず、それらの者に対して組織全体として毅然たる態度で対応する。

# (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 日々発生するリスクが多様化・複雑化している現状を踏まえて、「リスク管理規程」に 基づきリスク管理体制を構築し、運用を行う。
- ② 財務健全性の指標である自己資本規制比率の計算については、経理部が営業日ごとに 算出し幹部会に報告するほか、毎月末の自己資本規制比率及びその詳細について取締 役会に報告する。

# (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は中期経営計画及び当該計画に基づく目標を設定し、各部門の担当取締役は その目標を達成するため具体策を実行する。また、四半期決算及び決算の内容が正確 なものであることを検証し、必要に応じて目標を修正する。
- ② 「取締役会規程」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要な業務に関する事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③ 経営効率を向上させるため、「幹部会規程」に基づき幹部会を開催し、業務執行に関する基本事項等を協議する。

# (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会の職務執行に係る情報や取締役の職務の執行に係る情報は、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき、電磁的記録を含む文書等によって適正に記録、保存及び管理する。

# (5) 監査役職務を補助すべき使用人

- ① 監査役の職務を補助する使用人を総務部に配置し、監査役の事務処理等を補助させる 体制とする。
- ② 監査役の職務の独立性を確保するため、上記使用人が行う監査業務の補助については、所属する部門の取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 監査役から、その業務の遂行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため監査役の指揮命令権に従うものとする。
- ④ 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役と事前協議のうえ実施する。

# (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役及び使用人は、内部通報窓口への通知状況を定期的に監査役に報告する。
- ③ 通報者が監査役への通報を希望するときは、速やかに監査役に通知する。

# (7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、 当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又 は債務を処理する。

# (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、制度の趣旨に則り、その独立性を確保し、必要に応じて代表取締役、監査 法人等と意見交換する。
- ② 監査役は、業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要に応じて 幹部会等重要な会議に出席できるものとする。
- ③ 監査役は、重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。

#### (運用状況)

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

# (1) コンプライアンス

「法令等遵守に対する基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等に基づき、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定、実施し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。その一環として、役職員に対して毎年度定期的にコンプライアンスに関する研修を実施しております。

# (2) 内部監査の実施

「社内検査規程」及び「社内検査に関するマニュアル」に基づき、当社の内部監査を行う検査部が定期的に社内検査を実施しております。また、社内検査の際に研修を実施し、法令遵守の周知徹底を図っております。

# (3) リスク管理体制

業務運営に関する危機に対しては、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を整えております。特に、財務健全性の指標である自己資本規制比率については、経理部が営業日ごとに算出し取締役が参加する幹部会に報告するほか、毎月末の自己資本規制比率及びその詳細について取締役会に報告しております。また、自然災害等の重大な危機に対しては、「危機管理規程」「事業継続計画(BCP)」等に基づき危機管理体制を整え、危機に備えております。

### (4) 取締役の職務執行

「取締役会規程」に基づき原則月1回取締役会を開催し、経営上重要な事項の決議を行うとともに取締役の職務執行の監督を行っております。当事業年度につきましては、取締役会を20回開催しております。また、経営効率を向上させるため「幹部会規程」に基づき、取締役をメンバーとする幹部会を毎営業日実施し、業務執行に関する基本事項等を協議しております。

# (5) 監査役

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による幹部会への出席等を通じて、当社の内部統制の整備、運用について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は、会計監査人及び検査部と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 第80期貸借対照表(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

Vert e te		(単位:十円)			
資産の部	A +-	負債の部	A +T		
科目	金額	科目	金額		
流動資産	11,375,631	流動負債	6,028,421		
現金・預金	4,780,696	信用取引負債	1,803,231		
預託金	3,522,071	信用取引借入金	1,625,035		
顧客分別金信託	3,500,000	信用取引貸証券受入金	178,196		
金融商品取引責任準備預託金	16,113	預り金	3,249,483		
その他の預託金	5,957	顧客からの預り金	2,766,918		
約定見返勘定	30,339	その他の預り金	482,564		
信用取引資産	2,737,913	受入保証金	625,274		
信用取引貸付金	2,575,735	未払金	31,203		
信用取引借証券担保金	162,178	未払費用	26,590		
募集等払込金	4,042	未払法人税等	50,437		
短期差入保証金	148,884	賞与引当金	205,940		
先物取引差入保証金	138,153	役員賞与引当金	36,260		
その他の差入保証金	10,731	固定負債	470,760		
前払費用	26,976	退職給付引当金	2,814		
未収収益	74,675	役員退職慰労引当金	375,873		
その他の流動資産	50,814	繰延税金負債	92,072		
貸倒引当金	△784	特別法上の準備金	17,045		
固定資産	3,480,545	金融商品取引責任準備金	16,087		
有形固定資産	2,559,051	商品取引責任準備金	957		
建物	1,431,389	負債合計	6,516,226		
器具備品	148,684	純資産の部			
土地	978,977	株主資本	7,944,891		
無形固定資産	16,192	資本金	857,075		
ソフトウエア	5,829	資本剰余金	357,075		
電話加入権	9,438	資本準備金	357,075		
その他	923	利益剰余金	6,730,865		
投資その他の資産	905,302	利益準備金	125,000		
投資有価証券	866,493	その他利益剰余金	6,605,865		
長期差入保証金	6,886	別途積立金	6,000,000		
長期前払費用	871	繰越利益剰余金	605,865		
その他投資等	31,053	自己株式	△ <b>124</b>		
貸倒引当金	△1	評価・換算差額等	395,059		
	·	その他有価証券評価差額金	395,059		
		純資産合計	8,339,950		
資産合計	14,856,176	負債・純資産合計	14,856,176		

# 第80期損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位:千円)

科目	金	額
営業収益		
受入手数料		
委託手数料	1,193,666	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,364,758	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	70,471	
その他の受入手数料	203,983	2,832,880
トレーディング損益		_,,,,,,,
株券等トレーディング損益	4,867	
債券等トレーディング損益	19,277	
その他のトレーディング損益	1,959	26,105
金融収益	.,	52,198
営業収益計		2,911,184
金融費用		20,636
純営業収益		2,890,547
販売費・一般管理費		_,,,,,,,,,
取引関係費	251,891	
人件費	1,787,767	
不動産関係費	126,326	
事務費	59,581	
減価償却費	128,672	
租税公課	54,068	
その他	144,317	2,552,626
営業利益	,	337,921
営業外収益		18,753
営業外費用		6,338
経常利益		350,337
特別利益		222,367
金融商品取引責任準備金戻入	26	26
特別損失		
固定資産除売却損	4,879	
商品取引責任準備金繰入額	0	4,879
税引前当期純利益		345,483
法人税、住民税及び事業税	117,083	2 .2, .23
法人税等調整額	22,505	139,589
当期純利益	,,,,,,	205,894

# 第80期株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
		資本乗	制余金		利益剰余金	
	資本金	次十进进入	資本剰余金	1000米洪人	その他利	益剰余金
		資本準備金   員本利示並	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	857,075	357,075	357,075	125,000	5,400,000	1,066,468
当期変動額						
別途積立金の積立					600,000	△600,000
剰余金の配当						△66,497
当期純利益						205,894
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	_	_	_	_	600,000	△460,603
当期末残高	857,075	357,075	357,075	125,000	6,000,000	605,865

		株主資本		評価・換	算差額等	
	利益剰余金			その他		純資産合計
	利益剰余金 計	自己株式	株主資本合計	有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	<b>代</b> 其任日司
当期首残高	6,591,468	△124	7,805,494	412,305	412,305	8,217,799
当期変動額						
別途積立金の積立	_		_			-
剰余金の配当	△66,497		△66,497			△66,497
当期純利益	205,894		205,894			205,894
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△17,246	△17,246	△17,246
当期変動額合計	139,396	_	139,396	△17,246	△17,246	122,150
当期末残高	6,730,865	△124	7,944,891	395,059	395,059	8,339,950

# 個別注記表

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。また、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法
  - (1) トレーディング商品に属する有価証券 (売買目的有価証券等) 時価法を採用しております。
  - (2) トレーディング商品に属さない有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、評価 差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております。

時価を把握することが極めて移動平均法による原価法によっております。

困難と認められるもの

- (3) デリバティブ取引
  - 時価法を採用しております。
- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年~47年 器具備品 4年~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 當与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上 しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(7) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条第1項に基づき同施行規則第111 条に定める額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外の消費税等については、販売費・一般管理費に計上しております。

#### 〔表示の変更に関する注記〕

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は流動資産又は投資その他の資産に区分する方法からすべて投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

#### 「貸借対照表に関する注記」

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,493,228千円

- 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産

信用取引借入金の担保として、投資有価証券36,025千円、保管有価証券786,937千円を差入れております。

(2) 担保に係る債務

信用取引借入金

1,625,035千円

上記のほか、取引所等の信認金、保証金及び清算基金の代用として投資有価証券676,464千円、証券先物取引証拠金の担保として保管有価証券393,146千円を差入れております。

3. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5第1項

商品取引責任準備金

商品先物取引法第221条第1項

4. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金はありません。

当座貸越極度額の総額

5.000.000千円

#### 〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,660,000	0	0	2,660,000

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	82	0	0	82

## 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	66,497	25.00	2018年3月31日	2018年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種 類	配当の原 資	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	33,248	12.50	2019年3月31日	2019年6月24日

#### 〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資	産

賞与引当金	62,729千円
未払事業税	4,431千円
金融商品取引責任準備金	4,900千円
減価償却超過額	23,224千円
退職給付引当金	857千円
役員退職慰労引当金	114,490千円
その他	3,710千円
繰延税金資産小計	214,344千円
評価性引当額	△133,372千円
繰延税金資産合計	80,971千円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△173,044千円
繰延税金負債合計	△173,044千円
繰延税金負債の純額	△92,072千円

#### 〔金融商品に関する注記〕

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社が行う主要な金融商品の取扱業務は、有価証券の売買、取引所金融商品市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理、有価証券の引受け、有価証券の売出し、有価証券の募集又は売出しの取扱いであります。当社は、金融機関等からの借入れは、信用取引にかかる借入れ及び一時的な資金繰りに必要な借入れを除いて行わない方針であります。信用取引での顧客への金銭等の貸付は、証券金融会社から借り入れる他、自己資金を充てています。有価証券の引受け、募集又は私募、売出しでは、一時的にポジションが発生します。商品有価証券等の売買は、短期売買を主とし、原則としてトレーディングポジションを保有しない方針であります。投資有価証券は、配当等の獲得等の目的で長期保有方針であります。デリバティブ取引(為替予約取引)は、顧客の外貨建有価証券取引に付随してのものであり、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

預託金は、金融商品取引法第43条の2の規定による顧客資産の分別管理に係る信託金、金融商品取引責任準備預託金、商品取引責任準備預託金であります。信用取引貸付金は、信用取引受入保証金や受入保証金代用有価証券でカバーされていない部分について顧客の信用リスクに晒されております。なお、当社が取扱う信用取引は、制度信用取引に限定しており、証券金融会社から借り入れた資金等を貸し付けております。また、株式及び債券等の引受け、債券等の募集又は私募、株式及び債券等の売出し、株式の売買により保有する商品有価証券及び投資有価証券は、発行体の信用リスク(他社株転換条項付円建社債にあっては、転換対象株の発行会社の信用リスクを含む)、金利の変更リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引(為替予約取引)は、外貨建て商品の売買等で邦貨決済する場合に受渡日での代金を確定させるために利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、市場リスク、取引先リスク、資金調達に係る流動性リスク等、業務運営に伴い発生する様々なリスクを管理する方法をリスク管理規程により定めており、市場リスク及び取引先リスク並びに自己資本規制比率を所定の範囲に収めること等で管理を行っております。リスク額の算定は、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」(平成19年金融庁告示第59号)に従って経理部が毎日算出し、市場リスク及び取引先リスク並びに自己資本規制比率が所定の範囲に収まっていることを確認し、幹部会で報告しております。資金調達に係る流動性リスクについては、経理部長が日々幹部会に資金繰りの状況を報告しております。

① 市場リスク(保有する有価証券等における株価、為替及び金利等の変動リスク)の管理 当社では、投資有価証券、商品有価証券等及びデリバティブ取引(為替予約取引)を主な管理対象と しております。自己資本規制比率を算定する際の標準的方式を用いて、市場リスク相当額を算出した結 果、2019年3月31日現在で153,534千円となっております。投資有価証券については、取得又は売却 の可否に関して、幹部会等で協議することにしております。商品有価証券等(引受けに係るもの)につ いては、別途、引受審査に関する規程等により発行体の財政状態及び経営成績等について慎重に審査を

-24-

行って可否を決定しております。商品有価証券等(ディーリングに係るもの)については、別途、ディーリング業務規程により、ディーリングの範囲、ポジションの上限、継続保有期間、ロスカットライン等を定め、注文発注端末には、ポジションの上限を超える注文を抑止する機能を付加しております。また、ルールを超える場合は予め定められた範囲内で管理本部長の承認を必要とし、その取引状況について内部管理部が検証しております。デリバティブ取引(為替予約取引)については、顧客の外貨建有価証券取引に付随したものに限定し、社内ルールに従って行っております。

- ② 取引先リスク(取引相手先の契約不履行に係るリスク)の管理 当社では、信用取引貸付金を主な管理対象としております。信用取引については、別途、信用取引管 理規程により取引開始基準を定めるとともに、各種の建玉制限を設けております。また、委託保証金率 の維持率を定め、維持率を下回った場合には、追加保証金を請求する等の対応を定めております。
- ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 資金調達に係る流動性リスクについては、経理部長が日々幹部会に資金繰りの報告を行い、債券の引 受け等の大きな資金移動が重ならないよう売出期間を調整しております。また、株価の変動による信用 取引借入金の増減に対応するために、十分な当座貸越契約を締結しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照してください)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,780,696	4,780,696	_
(2) 預託金	3,522,071	3,522,071	_
(3) 信用取引貸付金	2,575,735		
貸倒引当金(※)	△633		
	2,575,101	2,575,101	_
(4) 信用取引借証券担保金	162,178	162,178	_
(5) 短期差入保証金	148,884	148,884	_
(6) 投資有価証券	846,012	846,012	_
資産計	12,034,945	12,034,945	_
(1) 信用取引借入金	1,625,035	1,625,035	_
(2) 信用取引貸証券受入金	178,196	178,196	_
(3) 預り金	3,249,483	3,249,483	_
(4) 受入保証金	625,274	625,274	_
負債計	5,677,989	5,677,989	_

(※) 信用取引貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 資産

(1) 現金・預金、(2) 預託金

預金、預託金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 信用取引貸付金、(4) 信用取引借証券担保金、(5) 短期差入保証金 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 投資有価証券

株式に関しての時価は取引所の価格によっております。

#### 負債

- (1) 信用取引借入金、(2) 信用取引貸証券受入金、(3) 預り金、(4) 受入保証金 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (注2) 非上場株式 (貸借対照表計上額 20,480千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難とみられることから、「(6) 投資有価証券」に含めておりません。

#### [1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	3,135円42銭
1 株当たり当期純利益	77円41銭

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

今村証券株式会社 取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、今村証券株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意 見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手 続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。ま た、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法並びにその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2019年5月17日

今村証券株式会社 監査役会

常勤監査役 藤井田治 印監査役 中島史雄印

監査役中村善宏印

(注) 監査役中島史雄及び監査役中村善宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

# 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開のための内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当に配慮しつつ毎期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類金銭
  - (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金12円50銭 総額33,248,975円
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月24日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目及びその額別途積立金200,000,000円
  - (2) 減少する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金200,000,000円

### 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役藤井由治氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者明翫克正氏は、監査役藤井由治氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

みょうがん かつまさ

明翫 克正 1962年2月24日生 (満57歳)

新任

所有する当社の株式数

7.440株

略歴、地位及び重要な兼職の状況 1980年 3 月 当社入社

1996年 7 月 当社経理部経理課課長補佐 2000年10月 当社経理部長(現任)

#### 監査役候補者とした理由

明翫克正氏は、リテール営業に従事した後、経理部門に配属され、2000年から経理部長として長年にわたり 財務・経理部門を担当しております。金融商品取引業に関する豊富な経験・実績・見識に加え、財務・会計に 関する十分な知見を有していることから当社監査役として適任であると判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者明翫克正氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 候補者明翫克正氏の年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
  - 3. 候補者明翫克正氏の「所有する当社の株式数」は、2019年3月31日現在の状況を記載しております。なお、同氏の所有する 当社株式は、今村証券社員持株会を通じての保有分であります。本議案をご承認いただき、同氏が監査役に就任した場合に は、今村証券社員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。

#### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年6月22日開催の第79期定時株主総会において補欠監査役に選任された早川潤氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。 補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

はやかわ じゅん

早川 潤 1976年6月5日生 (満43歳)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2011年12月 弁護士登録

中島史雄法律事務所(現中島・早川・北村法律事務

所)入所(現任)

所有する当社の株式数

0株

#### 社外監査役候補者とした理由

早川潤氏は弁護士として法令についての高度な能力・見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者早川潤氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 候補者早川潤氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  - 3. 候補者早川潤氏の年齢は、本定時株主総会終結時現在の満年齢を記載しております。
  - 4. 候補者早川潤氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
  - 5. 候補者早川潤氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

# 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任される監査役藤井由治氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名		略	歴
ふじ い よし はる 藤 井 由 治	2009年6月	当社監査役 現在に至る	

# 第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末時点の取締役8名(うち社外取締役1名)及び 監査役3名に対し、役員賞与総額33,410千円(取締役分29,840千円 うち社外取締役分400千円、監査役分3.570千円)を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する個別の額、支給の時期等は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議によることといたしたいと存じます。

以上

# 定時株主総会会場 会場:石川県金沢市十間町25番地

# ご案内略図

# 当社 本店分室 2 F カンファレンスルーム



## 会場周辺詳細



- JR金沢駅よりバスで約10分「武蔵ヶ辻・近江町市場」バス停下車徒歩約3分
- 会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。